

議案第 23 号

三次市教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則案について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 25 条第 1 項の規定により、三次市教育長に対する事務委任規則（平成 16 年三次市教育委員会規則第 7 号）の一部を改正する規則案について、別紙のとおり議決を求める。

令和 8 年 8 月 10 日提出

三次市教育委員会教育長 迫 田 隆 範

(案)

三次市教育委員会規則第 号

三次市教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 年 月 日

三次市教育委員会教育長 迫 田 隆 範

三次市教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則

三次市教育長に対する事務委任規則（平成16年三次市教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

（臨時代理）

第3条 教育長は、第1条各号に掲げる事項について、緊急を要する事案で、かつ、教育委員会の会議を招集する時間的余裕がないとき又は同会議が成立しないときは、当該事項を臨時に代理することができる。

2 教育長は、前項の規定により臨時に代理したときは、これを次の教育委員会の会議に報告しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

三次市教育長に対する事務委任規則の一部を改正する教育委員会規則
(案) 新旧対照表

改 正 案	現 行
<u>(臨時代理)</u> 第 3 条 教育長は、第 1 条各号に掲げる事項について、緊急を要する事案で、かつ、教育委員会の会議を招集する時間的余裕がないとき又は同会議が成立しないときは、当該事項を臨時に代理することができる。 2 教育長は、前項の規定により臨時に代理したときは、これを次の教育委員会の会議に報告しなければならない。	<u>(教育長の専決処分)</u> 第 3 条 非常災害等のため教育委員会の会議を開催する時間的余裕がないとき又は緊急やむを得ないときは、第 1 条の規定にかかわらず、教育長において専決処分することができる。 2 前項の規定により専決処分をしたときは、教育長は、これを次の教育委員会に報告しなければならない。

三次市教育長に対する事務委任規則（平成16年4月1日教育委員会規則第7号）

最終改正:令和3年6月2日教育委員会規則第6号

改正内容:令和3年6月2日教育委員会規則第6号〔令和3年6月2日〕

○三次市教育長に対する事務委任規則

平成16年4月1日教育委員会規則第7号

改正

平成20年3月17日教育委員会規則第8号
平成27年2月16日教育委員会規則第1号
令和3年6月2日教育委員会規則第6号

三次市教育長に対する事務委任規則

（委任する教育事務）

第1条 教育委員会は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第25条第1項の規定に基づき、教育委員会の権限に属する事務のうち、次に掲げるものを除き、三次市教育長（以下「教育長」という。）に委任する。

- （1）教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針に関すること。
- （2）教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。
- （3）教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関（以下「学校その他の教育機関」という。）の設置及び廃止に関すること。
- （4）県費負担教職員の懲戒及び校長、教頭の任免その他の進退について内申すること。
- （5）教育委員会及び学校その他の教育機関の職員（県費負担教職員を除く。）の任免その他の人事に関すること。
- （6）教育長並びに教育委員会事務局及び学校その他の教育機関の職員（県費負担教職員を除く。）の分限及び懲戒に関すること。
- （7）教育長並びに教育委員会事務局及び学校その他の教育機関の職員（県費負担教職員を除く。）の訓告又は嚴重注意に関すること。
- （8）社会教育委員、文化財保護委員その他附属機関の委員を委嘱し、又は任命すること。
- （9）法第26条の規定による教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関すること。
- （10）法第29条の規定による教育予算その他議会の議決を経るべき事件の議案についての意見の申出に関すること。
- （11）教科用図書の採択に関すること。
- （12）小・中学校の通学区域を設定し、又は変更すること。
- （13）三次市文化財保護条例（平成16年三次市条例第132号）に基づく市重要文化財及び市史跡・名勝・天然記念物の指定及びその解除に関すること。

（重要かつ異例の場合の処理）

第2条 教育長は、前条の規定にかかわらず、委任された事務について、重要又は異例と認められるものについては、これを教育委員会に諮るものとする。

（教育長の専決処分）

第3条 非常災害等のため教育委員会の会議を開催する時間的余裕がないとき又は緊急やむを得ないときは、第1条の規定にかかわらず、教育長において専決処分することができる。

2 前項の規定により専決処分をしたときは、教育長は、これを次の教育委員会に報告しなければならない。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成20年教委規則第8号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成27年2月16日教委規則第1号）

（施行期日）

第1条 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

（委員長に関する経過措置）

第2条 この規則の施行の際現に在職する地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条の規定による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下この条において「旧法」という。）第12条第1項の委員長（以下「委員長」という。）は、第16条第1項の教育長（以下「旧教育長」という。）その教育委員会の委員（以下単に「委員」という。）としての任期に限り、なお従前の例による。

2 前項の場合において、旧教育長の委員としての任期が満了する日（当該満了する日前に旧教育長が欠けた場合にあっては、当該欠けた日）において旧法第12条第1項の教育委員会の委員長である者の当該委員長としての任期は、旧法第12条第2項の規定にかかわらず、その日に満了する。

附 則（令和3年6月2日教委規則第6号）

この規則は、公布の日から施行する。
